

E T Cコーポレートカード利用明細データ提供サービス
(有料データサービス) 利用約款

阪神高速道路株式会社

(目的)

第1条 本約款は、E T Cコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社）がE T Cの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために、E T Cコーポレートカード利用約款に基づき発行するカードをいいます。）により阪神高速道路を利用した際の阪神高速道路通行料金等に係る月初から月末までの1か月の明細データ（以下「明細データ」といいます。）を有料で毎月提供するサービス（以下「データ提供サービス」といいます。）について、阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が当該サービスの利用の承諾をした者（以下「データ提供サービス利用者」といいます。）に対し、必要な事項を定めるものです。

(利用の申し込み)

- 第2条 データ提供サービスを利用しようとする者は、本約款の内容を承諾の上、「利用申込書」（別記様式第1）に必要事項を記載のうえ当社あて提出しなければなりません。
- 2 当社は、前項により提出された利用申込書の内容を確認及び審査し、データ提供サービスの利用を認める場合には、利用申込書を提出した者に「承諾書」を発行し、当該サービスの利用を承諾します。
- 3 当社は、第1項に規定する「利用申込書」を20日（当日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は前日の営業日）までに受理し、前項の承諾をした場合は、受理した日の属する月以降の明細データを提供することができます。また、21日以降に受理し、前項の承諾をした場合は、受理した日の属する月の翌月以降の明細データを提供することができます。

(申し込み内容等の変更手続き)

- 第3条 データ提供サービス利用者は、前条第1項に規定する利用申し込みを行った内容に変更が生じるときは、速やかに「変更届」（別記様式第2）を、当社あて提出しなければなりません。提出した変更届の内容に変更が生じるときも同様とします。
- 2 前項に規定する変更手続きが遅滞し又は適切ではなかったことにより生じる一切の責任は、データ提供サービス利用者が負うこととなります。

(提供の方法)

- 第4条 当社は、データ提供サービス利用者に対して、明細データを当社が指定する電気通信回線を用いた方法、当該データを収めた記録媒体の郵送又は窓口による受け渡しによって、阪神高速道路を利用した日の属する月の翌月20日までに提供します。
- 2 明細データの仕様は別紙のとおりとします。
- 3 当社は、データ提供サービス利用者へ提供すべき明細データが存しない月は、前項の提供は行いません。
- 4 データ提供サービス利用者は、データ提供サービスを利用するために必要な機器及び

ソフトウェアを、自己の負担において準備するものとします。当社は、データ提供サービス利用者が選択して使用する機器やソフトウェアに対し、何ら責任を負わないものとします。

(再提供)

第5条 前条第1項に規定する記録媒体によって提供を受けたデータ提供サービス利用者は、「再提供依頼書」(別記様式第3)に必要な事項を記載のうえ当社あて提出することで、明細データの再提供を当社に依頼することができます。ただし、当社が再提供する明細データは、次項の「再提供依頼書」を当社が受理した日の属する月の前月又は前々月の明細データに限り、当該再提供する明細データについて、当社が適当と認める範囲において提供済みの明細データの内容と異なる場合があることをデータ提供サービス利用者は予め承諾するものとします。

- 2 当社は、前項の再提供依頼書の提出を受けた場合、次条第1項に定めるデータ提供手数料をデータ提供サービス利用者に請求します。
- 3 前条第2項及び第4項の規定は、再提供する明細データの取り扱いについて準用します。

(データ提供手数料)

第6条 データ提供手数料は、月初から月末までの1ヵ月を単位として一律770円(税込)となります。なお、記録媒体の郵送に要する費用は当社が負担します。

- 2 データ提供サービス利用者は、当該年度に要するデータ提供手数料(明細データを再提供の際の手数料は含みません。)を、当社が送付する請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、当社が指定する銀行口座に一括して納入してください。なお、納入されたデータ提供手数料は当該年度終了後に、当該年度に当社が提供した明細データの月毎の有無に基づき、精算します。
- 3 前項に規定する精算は、当該年度終了後に当社が送付する精算書に基づきます。
- 4 当社は精算の結果、データ提供サービス利用者にデータ提供手数料を返納する必要がある場合には、データ提供サービス利用者が指定する銀行口座に一括して納入します。この場合において、納入に必要な費用については当社が負担します。
- 5 当社に「再提供依頼書」を提出したデータ提供サービス利用者は、再提供された明細データの手数料を、当社が送付する「請求書(再提供)」を受理した日の翌日から起算して30日以内に、当社が指定する銀行口座に一括して納入してください。
- 6 第2項及び前項に規定する納入に必要な費用については、データ提供サービス利用者が負担してください。

(督促及び延滞金)

第7条 データ提供手数料について、前条第2項及び本条第3項において納入期限として当社が指定した日までにデータ提供サービス利用者からのデータ提供手数料の納入がないときは、当社所定の督促状により納入を督促します。この場合、督促手数料として、督促状の郵送代を別途請求します。

2 データ提供サービス利用者は、前項の規定による督促を受けたときは、データ提供手数料及び督促手数料を、督促状に記載の納入期限（その日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日）までに、当社が指定する銀行口座に一括して納入してください。この場合において、納入に必要な費用についてはデータ提供サービス利用者が負担してください。

3 データ提供サービス利用者は、督促状に記載の納入期限までにデータ提供手数料及び督促手数料を納入しないときは、当該支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、データ提供手数料の未納金の合計額に年10.75%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）を乗じて計算した額を延滞金として納入していただきます。

（利用の中止手続き）

第8条 データ提供サービス利用者は、データ提供サービスの利用を中止する場合は、「利用中止届」（別記様式第4）に必要事項を記載のうえ当社あて提出しなければなりません。

2 当社は、前項に規定する「利用中止届」を20日（当日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は前日の営業日）までに受理した場合は、受理した日の属する月以降の明細データの提供を中止します。また、21日以降に受理した場合は、受理した日の属する月の翌月以降の明細データの提供を中止します。

3 データ提供サービス利用者が前項に基づき利用を中止したときで、第6条第2項に基づきすでに会社が受領した手数料について精算が必要なときは、精算します。

4 データ提供サービス利用者が第1項の規定による利用の中止手続きを遅滞したこと、又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、データ提供サービス利用者が負うこととなります。

（当社による利用の停止等）

第9条 当社は、データ提供サービス利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに無催告で、データ提供サービスを停止又は第2条第2項に規定する利用の承諾を取り消すことがあります。

一 データ提供サービス利用者が、データ提供手数料を納入期限までに納入しないとき

二 データ提供サービス利用者が、データ提供サービスを利用する者として適当でないと当社が認めたとき

（免責事項）

第10条 当社は、次の事項に該当して生じた損害について責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではありません。

- 一 提出書類の不備、届出事項の誤り又は電気通信回線若しくは郵送上の事故その他当社の責によらない事由により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき
- 二 通信機器、電気通信回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他当社の責によらない通信手段の障害等により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき
- 三 災害、事変その他当社の責によらない事由により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき
- 四 当社の責によらない電気通信回線若しくは郵送上の事故、盗難又は亡失等により、データ提供サービス利用者の名前、住所、カード番号又はカードの利用に関する情報が漏洩したとき

(事務取扱窓口)

第11条 本約款にかかる当社の事務取扱窓口、その連絡先、受付日時等については当社のホームページに掲載します。

- 2 当社は本約款に定めるデータ提供サービスを実施するために必要な業務の一部を委託することがあります。

(本約款の改定)

第12条 当社は、次の各号に該当する場合に、本約款を改定することがあります。

- 一 約款の変更が、データ提供利用者の一般の利益に適合するとき
 - 二 約款の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 前項の場合において、当社は、改正内容又は改定後の約款及びその施行の日をあらかじめ当社のホームページに掲載します。
 - 3 当社が指定した施行日以降に、データ提供サービス利用者がデータ提供サービスを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。
 - 4 データ提供サービス利用者は、改定後の約款を承諾できない場合、第8条第1項の利用の中止手続きをしてください。

附 則

- 1 本約款は、2024年4月1日走行分のデータ提供サービスから施行します。

【様式第1】

利用申込書

(申込日) 年 月 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 殿

住所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
部署・担当者名	
電話番号	
FAX 番号	

ETCコーポレートカード利用明細データ提供サービス(有料データサービス)利用約款(以下「本約款」という。)第2条第1項に基づき利用の申し込みをします。利用の申し込みにあたり本約款の内容を承諾します。

お客さま番号		
利用開始年月	年 月 走行分より	
受取方法(希望方法に○印)	郵 送 ・ 窓 口 受 取 ・ WEB	
送付・受取先情報	住所	〒
	氏名・名称(法人名)	
	部署	
	担当者名	
	電話番号	

※利用開始対象月の当月20日まで(弊社必着)の受付となります

【様式第2】

変更届

(申込日) 年 月 日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 殿

(変更前)

住所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
部署・担当者名	
電話番号	
FAX 番号	

ETCコーポレートカード利用明細データ提供サービス(有料データサービス)利用約款第3条第1項に基づき利用申し込み・変更届内容に以下のとおり変更が生じますので、届け出いたします。

変更年月日	年 月 日 (年 月走行分より変更)	
お客さま情報	お客さま番号	
	住所	〒
	氏名・名称(法人名・代表者名)	
	部署・担当者名	
	電話番号・FAX 番号	
受取方法(希望方法に○印)	郵 送 ・ 窓 口 受 取 ・ WEB	
送付・受取先情報	住所	〒
	氏名・名称(法人名)	
	部署	
	担当者名	
	電話番号	

※変更が生じる項目のみ記入してください

【様式第3】

再提供依頼書

(申込日) 年 月 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 殿

お客さま番号	
住所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
電話番号	

ETCコーポレートカード利用明細データ提供サービス(有料データサービス)利用約款第5条第1項に基づき再提供を依頼します。

対象年月	年 月走行分
再提供を必要とする理由等	

※再提供できる明細データは、これを当社が受領した日の属する月の前月又は前々月分に限りませ

【様式第4】

利用中止届

(申込日) 年 月 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 殿

お客さま番号	
住所	〒
氏名・名称 (法人名・代表者名)	印
電話番号	

ETCコーポレートカード利用明細データ提供サービス(有料データサービス)利用約款第8条第1項に基づき利用を中止したいので届け出します。

中止年月	年 月走行分から
中止事由	

※中止対象月の当月20日まで(弊社必着)の受付となります

明細データフォーマット仕様(京阪別)【新フォーマット】

○メディア情報 (CD-R)

対応OS : Windows及びMacOS
 物理フォーマット : CD-ROM
 ボリューム名 : OTMEISAI
 最大記憶容量 : 650MB

新フォーマット
 2019年 4月走行分より
 一部仕様変更(京都線削除)

○ファイル情報

ファイル名 : OTMEISAI.txt
 レコード長 : 150バイト (CR, LF含む)
 ファイル終了条件 : EOFコード無し

○項目説明

番号	項目名	属性	桁数	内容
1	お客様番号	9	10	請求書記載のお客様番号
2	カード番号	9	15	利用したETCコーポレートカード番号
3	組合員番号	9	5	組合員の識別番号 (個人・法人の場合は「00000」)
4	利用日付	9	8	利用年月日 (年は西暦・yyyymmdd)
5	路線	9	3	利用路線 (阪神高速道路は013)
6	入口IC番号	9	5	入口番号 (当分の間、頭2桁は「00」)
7	入口IC名	N	10	入口日本語名称 (漢字はJIS第一・第二水準内を使用)
8	出口IC番号	9	5	出口番号 (当分の間、頭2桁は「00」)
9	出口IC名	N	10	出口日本語名称 (漢字はJIS第一・第二水準内を使用)
10	車種	9	2	利用車種のコード 01:普通車/02:大型車/03:特大車/04:中型車/05:軽・二輪
11	通行料金	9	6	阪神高速道路通行料金
12	高速料金	9	6	全6桁0固定
13	一般道料金	9	6	通行料金のうち、阪神高速道路利用分の料金
14	公社料金等	9	6	全6桁0固定
15	割引有無区分	9	2	大口・多頻度割引適用の有無 00:通常 (割引対象) / 01:割引停止 / 02:車両不一致 / 03:車両特定不可 / 50:割引対象外
16	区分1	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
17	区分2	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、1固定)
18	区分3	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、1固定)
19	区分4	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、1固定)
20	区分5	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、1固定)
21	区分6	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、1固定)
22	区分7	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
23	区分8	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
24	区分9	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
25	区分10	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
26	区分11	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
27	区分12	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
28	区分13	9	1	阪神高速多頻度割引拡充適用状況 0:なし/1:多頻度割引拡充適用
29	区分14	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
30	区分15	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
31	区分16	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
32	区分17	9	1	阪神高速割引適用状況 0:なし/1:環境割引
33	区分18	9	1	阪神高速割引適用状況 0:なし/2:路線バス割引
34	区分19	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
35	区分20	9	1	追加区分用ダミー (当分の間、ZERO)
36	ダミー	X	9	先頭1桁目: B、2桁目以降はスペース
37	CR	X	1	改行コード (0x0D)
38	LF	X	1	改行コード (0x0A)

※属性凡例

9: 半角数値項目 (ASCIIコード)
 X: 半角英数字項目 (ASCIIコード)
 N: 全角日本語項目 (Shift-JISコード)

明細データフォーマット仕様(京阪別)【新フォーマット】
(明細データに係る補足情報のデータフォーマット仕様)

○メディア情報 (CD-R)

対応OS : Windows及びMacOS
 物理フォーマット : CD-ROM
 ボリューム名 : OTMEISAI
 最大記憶容量 : 650MB

新フォーマット
 2019年 4月走行分より
 一部仕様変更(京都線削除)

○ファイル情報

ファイル名 : OTINFO.txt
 レコード長 : 200バイト (CR, LF含む)
 ファイル終了条件 : EOFコード無し

※明細データと同一メディアに収録

○項目説明

番号	項目名	属性	桁数	内容
1	お客様番号	9	10	請求書記載のお客様番号
2	組合員番号	9	5	組合員の識別番号(個人・法人の場合は「00000」)
3	請求年月	9	6	請求対象年月(年は西暦・yyyymm)
4	カード単位管理番号	9	14	カード単位集計用の管理番号(通常は利用カード番号の上14桁。月途中のカード再発行に伴い複数のカード利用額を合算してカード利用額を算出している場合においては、カード単位集計における基本カード番号の上14桁。)
5	通行料金 (カード単位合計)	9	10	道路を利用した料金のカード単位での合計額
6	路線バス割引対象額 (高速道路)	9	10	全10桁0固定
7	ダミー	X	10	スペース
8	路線バス割引額 (高速道路)	9	10	全10桁0固定
9	ダミー	X	10	スペース
10	車両単位割引対象額 (高速道路)	9	10	全10桁0固定
11	車両単位割引対象額 (一般有料道路)	9	10	カード単位での阪神高速道路利用額のうち、阪神高速多頻度割引(事業者向け)の対象額
12	車両単位割引額 (高速道路)	9	10	全10桁0固定
13	車両単位割引額 (一般有料道路)	9	10	上記「車両単位割引対象額(一般有料道路)」に対する阪神高速多頻度割引(事業者向け)の割引額+車両単位割引額(拡充分)
14	調整額符号	X	1	符号 +: プラス金額/-: マイナス金額
15	調整金額	9	10	カード単位の調整額合計 ※過去の多頻度割引との差額を含みます。
16	請求額符号	X	1	符号 +: プラス金額/-: マイナス金額
17	請求金額	9	10	カード単位の請求額
18	集計対象カード番号1	9	15	通常は利用カードの番号。月途中のカード再発行に伴い複数のカード利用額を合算してカード利用額を算出している場合においては、合算対象となるカードの1つ目を表示。
19	集計対象カード番号2	9	15	月途中のカード再発行に伴い複数のカード利用額を合算してカード利用額を算出している場合においては、合算の対象となるカードの2つ目を表示。その他は、ZERO
20	集計対象カード番号3	9	15	月途中のカード再発行に伴い複数のカード利用額を合算してカード利用額を算出している場合においては、合算の対象となるカードの3つ目を表示。その他は、ZERO
21	ダミー	X	6	阪神高速多頻度割引がない場合は、先頭1桁目:A、2桁目以降はスペース 阪神高速多頻度割引がある場合は、先頭1桁目:B、2桁目以降はスペース
22	CR	X	1	改行コード(0x0D)
23	LF	X	1	改行コード(0x0A)

※属性凡例

9: 半角数値項目 (ASCIIコード)
 X: 半角英数字項目 (ASCIIコード)
 N: 全角日本語項目 (Shift-JISコード)